

経済産業省からのお知らせ

平成12年10月1日にガス事業法が改正され、規制対象製品には新マークを表示することが義務付けされました。

その際認めれた、旧マークが表示されているものであっても販売を可能とする経過措置期間は、次表のとおりです。

経過措置満了後、新マークが表示されていないこれらの製品を販売又は販売目的で陳列することは、**法令違反**となりますので、ご注意ください。

{経過措置満了日}

	規 制 対 象 品	新マーク	旧マーク	経過措置満了日
特定ガス用品 (旧第1種ガス用品)	・半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ・半密閉燃焼式ガストーブ ・半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ・ガスふろバーナー		※1  ※2 	} 平成17年9月30日
特定ガス用品以外のガス用品 (旧第2種ガス用品)	・開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガス瞬間湯沸器 ・開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガストーブ ・密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー付ふろがま		※3 なし	} 平成17年9月30日

※1:検定合格マーク。

※2:登録製造事業者合格マーク。記号「T2701」は登録番号の例であり、事業者によって異なる。

※3:平成11年以前に製造／輸入された開放式のもの、平成8年以前に製造／輸入された密閉式のもの、平成元年に製造／輸入された屋外式のもの、旧第1種ガス用品として※1又は※2の旧マーク表示。

(問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課	03-3501-4707 (直通)
北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	011-709-1792 (直通)
東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	022-215-9887 (直通)
関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	048-600-0409 (直通)
中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	052-951-0576 (直通)
近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	06-6966-6098 (直通)
中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	082-224-5671 (直通)
四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	087-831-3240 (直通)
九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室	092-482-5523 (直通)
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	098-864-2321 (直通)